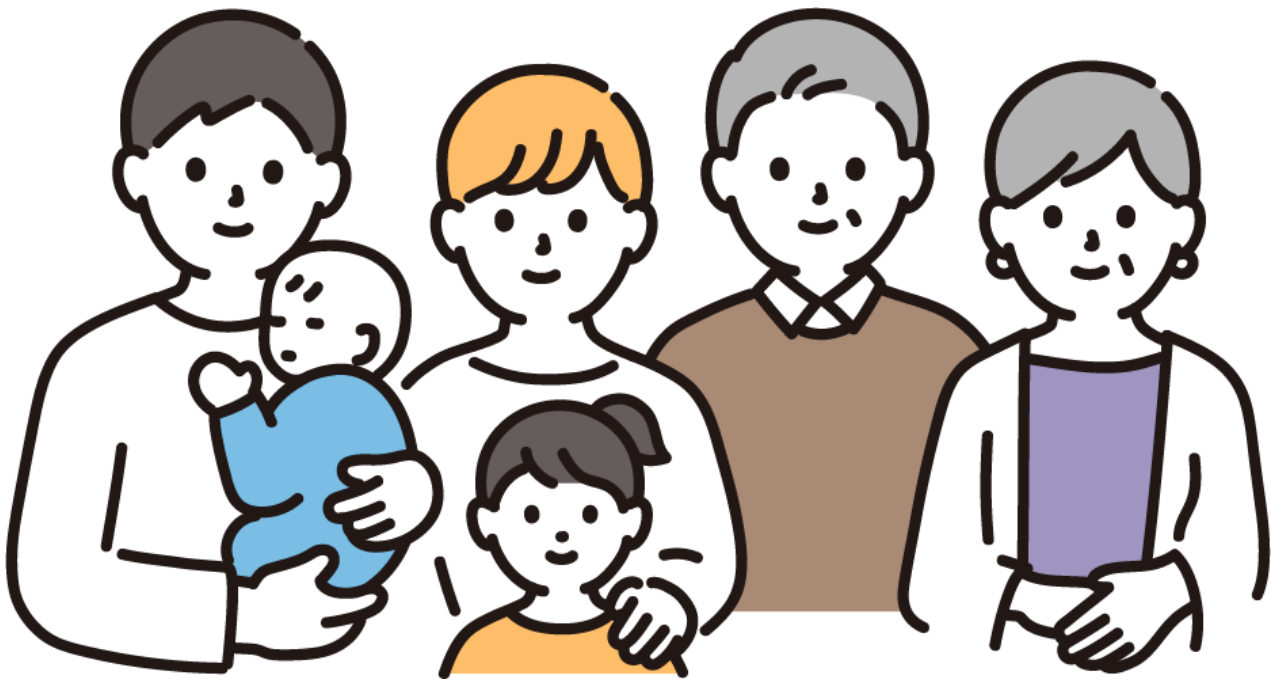


令和7年度
事業概要

ともに生きる

～地域 みんなでつくる、安心して暮らせるまち～



社会福祉法人 稲沢市社会福祉協議会

目 次

◇社会福祉協議会とは		1
◇社会福祉協議会の活動について		3
◇市民活動支援センター・ボランティアセンター		8
◇社協の活動財源（社協の会費、赤い羽根共同募金）		10
◇各種相談		
福祉総合相談窓口		12
福祉資金貸付		14
成年後見センター		15
◇障がい児者支援		16
障がい者基幹相談支援センター		
障がい者サポートセンター い〜な・まつのき・こうのみや		
サポートセンターひまわり		
まつのき（障害福祉サービス事業所）		
ひまわり園（児童発達支援事業所）、児童発達支援センター		
◇高齢者支援		
基幹型地域包括支援センター		18
介護サービス（居宅介護支援事業・訪問介護事業）		19
◇貸 出		
福祉自動車貸出事業		20
貸出事業（車いす、イベント用品）		21

地域のみんなでつくる、安心して暮らせるまち

■社会福祉協議会（略称：社協（しゃきょう））とは

社会福祉協議会は、社会福祉法の第109条に「地域福祉の推進役」として規定され、国、都道府県、市町村のそれぞれに組織された社会福祉法人です。

近年では、急速な少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、その流れから核家族化も進み、古来の伝統的な家庭の機能が弱体化し、また「共に支え合い・助け合い」といった地域住民相互の社会的意識も希薄になってきているなど、私たちの暮らしを取り巻く環境は大きく変化しています。

このような「人と人とのつながり」が失われていく社会状況の中において、孤独死や引きこもり、虐待などの社会的孤立の問題、また、経済的な理由などによる生活困窮者の増加など、これまでに経験したことがない様々な社会問題が身近な暮らしのなかで次々と生じ、公的な福祉制度だけでは解決できない課題が増えてきています。

こうした中、これからの地域づくりで大事なことは、地域の皆様が一体となって住み慣れた地域で暮らしていけるような仕組みづくりを進めていくことです。

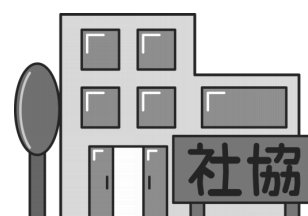
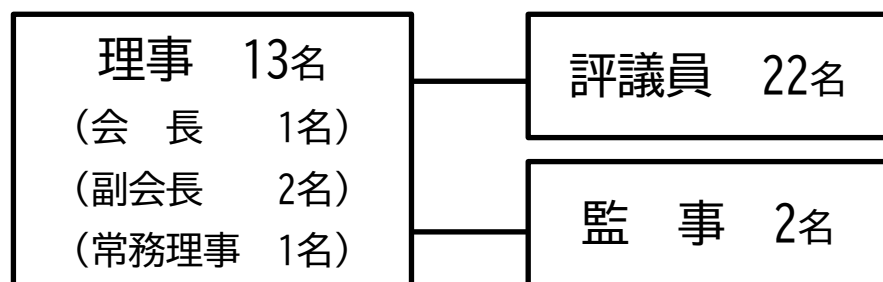
稲沢市社会福祉協議会では、地域での人と人とのつながり、支え合いの構築に向けて、今後においても地域の皆様や関係機関・団体との協働を最大限に活かした地域福祉活動を進めてまいります。

■法人概要

- 名 称 社会福祉法人 稲沢市社会福祉協議会
- 所在地 稲沢市稲府町1番地 市役所東庁舎 1 階
- 法人認可 平成17年4月1日
- 設立登記 平成16年11月26日



■役員構成



組織機構図

社協とは

社協活動

市民活動・ボランティア

活動財源

各種相談

障がい児者支援

高齢者支援

貸出

稲沢市社会福祉協議会 【本所】 (稲府町1番地 市役所東庁舎1階)

- 法人運営部門
- 地域福祉活動推進部門

- 福祉サービス利用支援部門
 - ・福祉総合相談窓口
 - ・障がい者基幹相談支援センター
 - ・成年後見センター
 - ・基幹型地域包括支援センター
 - ・障がい者サポートセンターい〜な（相談支援事業所）

【西部支所】

(平和町横池三番割19番地 平和らくらくプラザ内)

- 在宅福祉サービス部門
 - ・ケア・デザイン（居宅介護支援事業所）
 - ・ケア・パートナー（訪問介護事業所）

【東部支所】

(治郎丸白山町35番地1 稲沢東老人福祉センター・東公民館内)

- 地域福祉活動推進部門
 - ・市民活動支援センター・ボランティアセンター
- 福祉サービス利用支援部門
 - ・障がい者サポートセンターこうのみや（相談支援事業所）

【まつのき】 [障害者福祉サービス事業所]

(奥田神ノ木町18番地)

- 施設運営部門（通所施設）
 - ・就労継続支援B型
 - ・生活介護
- 福祉サービス利用支援部門
 - ・障がい者サポートセンターまつのき（相談支援事業所）

【ひまわり園】 [児童発達支援事業所] (～6/30)

(矢合町山屋敷3329番地)

【児童発達支援センター】 (7/1～)

(奥田神ノ木町11番地)

- 施設運営部門（通所施設）
 - ・児童発達支援
 - ・保育所等訪問支援
- 福祉サービス利用支援部門
 - ・サポートセンターひまわり（相談支援事業所）

【施設管理（老人福祉センター）】

- 老人福祉センター管理（3館）
 - さくら館（奥田神ノ木町55）
 - しいのき館（福島町中浦25）
 - けやき館（平江向町108）

■社会福祉協議会の活動について

地域の皆様からご協力いただく社協会費、赤い羽根共同募金（配分金）などの民間財源、また行政などからの補助金、委託金の公費財源を基に、様々な福祉活動に取り組んでいます。

地域福祉・福祉育成啓発

- ◆社会福祉協議会だより「い〜な」の発行（年4回）
 - ◆地域福祉コーディネート活動 ※詳細はP5へ
 - ◆出前福祉講座
 - ◆市民共助パイロット事業 ※詳細はP6へ
 - ◆「福ちゃん」あみぐるネットワーク事業
 - ◆家族介護者交流事業
 - ◆フードバンク活用支援事業
 - ◆社会福祉大会、福祉まつりの開催
 - ◆火災被災者の援護（見舞金支給）
 - ◆花いっぱい運動
 - ◆災害ボランティアセンター整備事業
 - ◆防災・減災セミナーの開催
 - ◆災害ボランティア活動者支援事業 ※詳細はP7へ
 - ◆住まいるサポート事業
 - ◆成年後見制度利用相談会
 - ◆稲沢市共同募金委員会への活動費助成
 - ◆地区まちづくり推進協議会事業への活動費助成
 - ◆福祉団体（3団体）への活動費助成
- ※稲沢保護区保護司会、稲沢市遺族会、稲沢市民生委員児童委員協議会



（福祉まつり）



（防災・減災セミナー）

高齢者福祉

- ◆ふくしグラウンド・ゴルフ大会
- ◆命のバトン設置事業
- ◆高齢者ふれあいサロン支援事業 ※詳細はP6へ
- ◆稲沢市老人クラブ連合会への活動費助成



（ふくしグラウンド・ゴルフ大会）

障がい者福祉

- ◆音楽療法支援事業（障がい児対象）
 - ◆障がい福祉施設サントクロース事業
 - ◆学んで遊ぶ会「ピース」
 - ◆福祉自動車・車いすの貸出し ※詳細はP20, 21へ
 - ◆障がい福祉講座
（手話講座、点訳奉仕員養成講座、聴こえのサポーター養成講座、障がい児者の性・コミュニケーション講座など）
 - ◆障がい者福祉団体（6団体）への活動費助成
- ※稲沢市障害者福祉団体連合会、稲沢市身体障害者福祉協会、稲沢市聴覚障害者福祉協会、稲沢市視覚障害者福祉協会、稲沢地域精神障害者家族会「稲穂会」、稲沢市手をつなぐ育成会



児童福祉・子育て支援

- ◆福祉実践教室（小中学校での実施）
- ◆高等学校へ福祉教育活動育成費の助成
- ◆学生ボランティア福祉体験学習事業
- ◆ボランティアチルドレン支援事業
- ◆子どもの居場所づくり支援事業 ※詳細についてはP78
- ◆各小学校への置き傘設置事業（新1年生対象）
- ◆子育て支援事業（人形劇）
- ◆学生服リサイクル事業
- ◆ひとり親家庭支援事業
- ◆赤い羽根遊具改修事業 ※詳細については下段をご覧ください。
- ◆児童・福祉団体（4団体）への活動費助成

※稲沢市子ども会連絡協議会、稲沢市私立保育園連盟、稲沢市みらい子育てネット、稲沢市保育士会



（福祉実践教室）



（人形劇）

市民活動支援センター・ボランティアセンター運営事業

※詳細はP8, 98

- ◆市民活動・ボランティアセンター運営委員会
- ◆ボランティア・市民活動連絡会
- ◆西尾張ブロックボランティアフェスティバル
- ◆市民活動・ボランティア講座
- ◆ボランティアセンター登録団体への活動費助成（1団体 上限2万円）
- ◆フードドライブ



（市民活動・ボランティア講座）

基金運営事業

寄付金を社会福祉基金及びボランティア基金へ積み立て

施設管理事業

老人福祉センター（3館）の施設維持管理、利用に関する業務について、指定管理者制度により稲沢市から委託を受けています。

社協から
のご案内

赤い羽根遊具改修事業

行政区（自治会）で管理している児童遊園の遊具改修に必要な費用を助成します。

- 対象：行政区負担で遊具改修を予定している児童遊園
※市の都市公園、児童遊園は除きます。
- 助成内容：遊具の塗装、修理、撤去にかかる費用
- 助成額：30万円以内
- 申請：改修工事前に必ず社会福祉協議会へご相談のうえ、申請してください。

お問合せは・ご相談は

社会福祉協議会 本所 ☎0587-23-6713

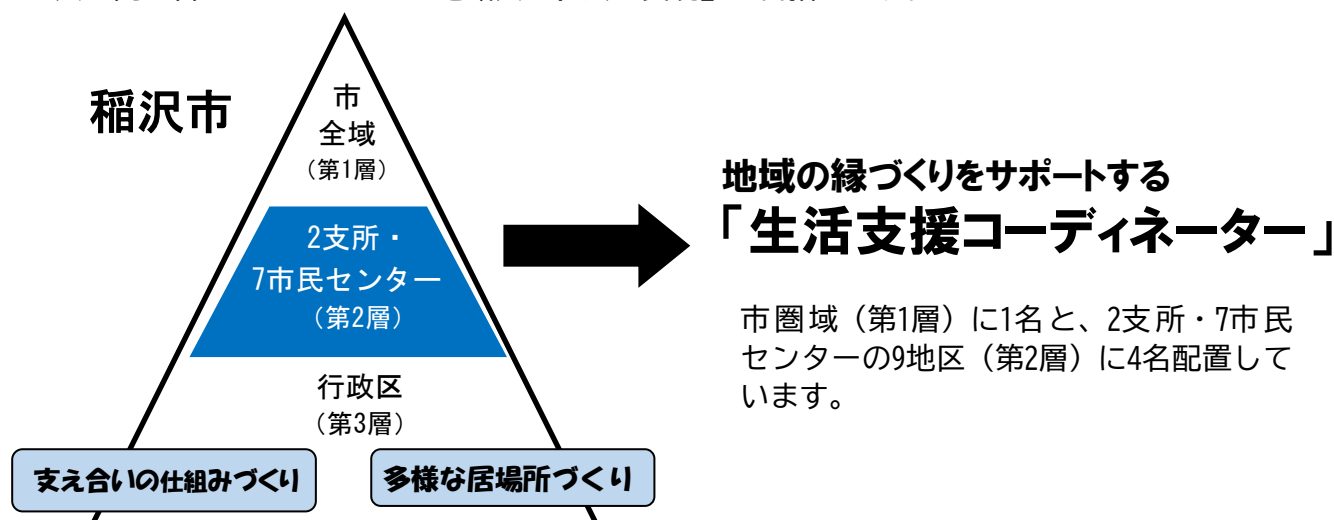


生活支援体制整備事業 地域福祉コーディネート活動

誰一人取り残さない「地域共生社会の実現」を目指して

この事業は、『地域の縁（支え合いの気持ち）を育む』ことを目的とする事業です。

高齢者だけではなく、子どもも障がい者も全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、共に高め合うことができる『地域共生社会の実現』を目指します。



「地縁づくり」 → 地域の困りごとを解決

- ・生活支援コーディネーターは、地域の支え合い活動の推進役（専門職）です。
- ・第1層と第2層の全地区にコーディネーターを配置し、行政区ごとの特性や住民の暮らしぶりに寄り添いながら、地域住民向けの座談会の企画や運営、先進事例の紹介、買い物支援の仕組みづくりや居場所づくりなど地縁を育むお手伝いをさせていただきます。



助成金のご案内

～地域づくり、つながりづくりを応援します！～

社会福祉協議会では、地域の福祉活動の推進を図ることを目的として、市内で福祉活動を行う団体または個人に対して助成金で支援します。

助成金 その1

高齢者ふれあいサロン支援事業

～ふれあいサロンを運営してみませんか～

◎助成金の概要

- ・対象団体：稲沢市に登録している高齢者ふれあいサロン
- ・対象経費：助成金はサロンの運営に関する経費を対象とします。
- ・助成金額：サロンを1回開催することにつき、運営団体に対して1千円を助成します。
なお、助成金は1サロンあたり年間24回分（上限2万4千円）を限度とします。

高齢者ふれあいサロンとは・・・

身近な公民館や集会所などを活動拠点として、高齢者の社会参加や生きがいづくりを目的に、地域住民が企画し、運営している活動です。

福祉に関する情報の提供や介護予防のための動作訓練の他に、茶話会やレクリエーションなどの活動を通して、住民同士が楽しくふれあいを深める活動交流が行われています。

高齢者ふれあいサロンを新たに立ち上げたいと考えているかたへの相談支援も行っていますのでお気軽に社会福祉協議会までご相談ください。

助成金 その2

市民共助パイロット事業

～地域の困りごとを地域力で解決！～

住民が主体となって、地域の福祉課題や困りごとの解決に向けて取り組む団体の事業に対して、社会福祉協議会が円滑な立ち上げや安定した実施に向けて活動費助成やアドバイスなどにより支援します。

なお、助成金の限度額は、1事業あたり10万円です。

<助成対象の活動事例>

- 地域の高齢者と子どもが交流する場をつくりたい。
- 一人暮らしのかたのゴミ出しや電球の交換など。
- 日常生活のちょっとした手伝いができるしくみをつくりたい。
- 子どもたちに食事や居場所を提供する機会をつくりたい。など

みなさんの「やってみよう！」を、応援します！
まずはお気軽にお問い合わせください。



◆令和7年度の申し込みは11月28日（金）までです。

子ども食堂支援事業 ～子どもたちの笑顔のために～

地域での食事提供を通じて、子どもの孤食対策や居場所づくりに取り組む「子ども食堂」に対し、運営費への助成等を行っています。

◎助成金の概要

- ・対象団体：稲沢市ボランティアセンターに登録している子ども食堂運営団体
- ・対象経費：助成金は子ども食堂の運営に関する経費を対象とします。
- ・助成金額：助成金は1年度で4万円を限度とします。

詳細は、ボランティアセンターまでお問合せください。

子ども食堂とは・・・

地域住民のボランティアや自治体が主体となって子どもが一人でも利用できる、無料、または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する場所です。

全国的に、親や地域の人々など、だれでも利用できる食堂も増えており、育児中やひとり親家庭の母親、高齢者が多く利用するところもあります。子どもの食育・共食や居場所づくりだけでなく、地域交流や子どもの見守りの場など、地域に開かれたコミュニティの場としての役割も担っています。

この他、食堂という形をとらず「食料を提供する場（フードパントリー）」として実施したり、主催団体により活動内容は様々です。現在、市内では9団体が活動しています。

（令和7年3月末現在）



災害ボランティア活動者支援事業

地震や豪雨災害などによる災害被災地支援を目的に現地の「災害ボランティアセンター」を通じて、支援活動をおこなう市内在住・在勤者に対して活動費を助成する取り組みを行っています。

◎助成金の概要

- ・助成金額：活動1日につき5千円
※1年度で5万円(10日間)を上限とします。
- ・対象：①18歳以上の稲沢市在住または在勤のかた
②稲沢市市民活動支援センター・ボランティアセンターに個人ボランティアとして登録していること
③被災地の社会福祉協議会が運営する「災害ボランティアセンター」の活動証明を得られること
④活動先の被災地は、稲沢市役所から活動先となる市町村の庁舎所在地まで直線距離が片道30km以上離れた地域であること



市民活動支援センター・ボランティアセンター

《市民活動支援センター・ボランティアセンターの役割》

稲沢市市民活動支援センター・ボランティアセンター（以下、センター）は、NPOやボランティア団体などによる公益的な市民活動を総合的に支援する拠点です。センターは市民活動やボランティア活動が地域に根付き、継続的に活動していけるよう、相談や活動の場の提供、また講座の開催などを通じてサポートしていきます。

■相談支援

市民活動に参加したい、ボランティアをしてみたい。また、ボランティアを紹介してほしいなどの相談を受け付けています。安心して活動していただけるように、ボランティア活動やイベント開催の際にはボランティア活動保険などをご紹介します。

また、実際に活動されている団体・個人の運営などに関する相談も受け付けています。お気軽にご相談ください。

■活動の場の提供（※利用にあたってはセンターの登録が必要です）

活動の場として、センター内にある部屋を無料で利用することができます。

【利用方法】 窓口、電話又は、当センターWEBサイトで空き状況を確認することができます。
そのうえで利用予約を行ってください。

【予約期間】 利用予定日の属する月の3か月前の1日から利用予定日の前日まで

名 称	定 員		利用時間
多目的ルーム1	18名	36名 (連結使用の場合)	・ 午前の部（9:00～12:00） ・ 午後の部（13:00～16:30） ・ 夜間の部 （第2・4火曜日 18：00～21：00）
多目的ルーム2	18名		
多目的ルーム3	20名		

その他、祖父江老人福祉センターいちよう館内の「ボランティアルーム」も無料で利用することができます。また、登録証を提示することで、市内公民館の使用料について減免を受けることができます。団体間の情報交換促進を図るため、センター内のメールボックスもご利用いただけます。

■情報の発信（※利用にあたってはセンターへの登録が必要です）

《発信》

- ・ センター内のパンフレットスタンドを利用して、チラシなどを配架することができます。
- ・ センターのWEBサイト、SNSを通して、団体情報を発信することができます。

《収集》

- ・ 助成金や活動に関する情報を把握することができます。また、センターからメールなどで情報を受け取ることもできます。

■活動団体の支援（※利用にあたってはセンターへの登録が必要です）

◇ボランティアセンター登録団体への活動費助成

1年度につき1団体 上限2万円

◇印刷・コピー機の利用及び備品貸出し

センター内の印刷機、コピー機の利用。また、備品の貸出しを受けることができます。

印刷機	1団体 1日 1,000枚まで（月2,000枚まで）
コピー機	【モノクロ】1団体 1日 1原稿20枚まで（月100枚まで） 【カラー】 片面1枚につき20円
プロジェクター 書画カメラ	センター外での利用も可。 ※予約制
その他事務用品等	ラミネーター、大型2穴パンチなど ※詳細はセンターまでお問合せください。

◇Wi-Fi環境によるインターネット接続サービス

Wi-Fi環境（無線による高速インターネット接続）を無料で利用することができます。

ただし、利用可能時間はセンター開設時間内に限ります。

■市民活動・ボランティア講座の開催

これから活動するかたやスキルアップを目的とした講座を開催します。

■ボランティアを知ってもらう、交流の場をつくる

情報交換や仲間づくりの場づくり、またボランティアへの参加を呼びかけるイベントを開催しています。

稲沢市ボランティア・市民活動連絡会へ参加しませんか ※要センター登録

市内で様々な活動をしている登録者（個人及び団体）が加入し、相互の交流や情報交換を行っています。

■ボランティア活動保険の受付

万が一の事故などに備えて、ボランティア保険への加入をすすめています。

稲沢市市民活動支援センター・ボランティアセンター

住所／治郎丸白山町35番地1 稲沢東老人福祉センター・東公民館内

☎0587-33-6400 FAX 0587-22-6110

<https://www.inasvsc.jp>



公式Facebook・X(旧Twitter)での情報発信もしています

Facebook <https://www.facebook.com/inazawa.svs>

X <https://twitter.com/inazawashien>

窓口開設時間／平日及び第2土曜日・第3日曜日 午前8時30分～午後5時15分

※第2土曜日及び第3日曜日を除く土曜日及び日曜日、祝日、年末年始は休館となります。

■社協の活動財源

社協の会費(会員)について

皆様のお一人お一人の手により稲沢市の地域福祉を高めていくためには、さまざまな活動や事業に参加、参画していただくことが必要となります。地域の皆様が福祉の担い手として参加する福祉こそ本来の姿であるという理念のもと、住民参加の一形態として、社会福祉協議会では地域の皆様をはじめ、企業・事業所や施設を対象とした会員制度を実施し、財政面からも参加(協力)をいただいております。

ご協力いただいた会費は、それぞれの地区まちづくり推進協議会が行う地域福祉活動への活動支援や連携強化、社会福祉協議会の広報紙発行など、さまざまな地域福祉活動の推進に役立てさせていただきます。

<社協会員とは?>

社会福祉協議会の事業にご理解いただき、年度毎に会費を納めていただくことにより、地域福祉推進に必要な資金を支援いただけるかたのことです。

各世帯へは毎年5月から6月に区長様を通じて、ご協力をお願いしております。ご協力いただいた会費は翌年度の事業費に活用させていただきます。

<社協会員の種類と会費額>

■一般会員(1世帯)	500円以上	■法人会員	2,000円以上
■賛助会員(1世帯)	1,000円以上	■施設会員	2,000円以上
■特別会員(1世帯)	10,000円以上	■職域会員	1,000円以上



<昨年度の実績額> 令和6年度 会費実績額 13,452,751円

一般会員・賛助会員・特別会員の加入実績(地区別)					
地区名	会員数	金額	地区名	会員数	金額
稲沢地区	3,069世帯	1,554,000円	小正地区	2,176世帯	1,144,500円
下津地区	1,789世帯	902,100円	明治地区	2,297世帯	1,157,100円
千代田地区	1,898世帯	973,500円	大里西地区	2,377世帯	1,201,500円
大里東地区	1,743世帯	880,500円	祖父江地区	5,304世帯	2,669,550円
平和地区	3,631世帯	1,829,000円	計	24,284世帯	12,311,750円

他会員の加入実績		
会員種別	会員数	金額
法人会員	100法人	645,000円
施設会員	25施設	93,000円
職域会員	425名	403,001円
計	-	1,141,001円

<会費の使いみち>

昨年度、皆様からご協力いただきました会費は、今年度の事業の財源として活用させていただきます。

●社会福祉協議会が取り組む地域福祉活動事業(5,860,751円)

- ①市民活動支援センター・ボランティアセンター運営事業
- ②地域福祉活動推進事業
- ③広報啓発事業
- ④低所得世帯支援事業

●まちづくり推進協議会事業への助成(7,592,000円)

- ①各地区で集められた会費実績の約50%をまちづくり活動へ

- ・稲沢地区(777,000円)
- ・明治地区(578,000円)
- ・大里東地区(440,000円)
- ・小正地区(572,000円)
- ・千代田地区(486,000円)
- ・祖父江地区(1,334,000円)
- ・下津地区(451,000円)
- ・大里西地区(600,000円)
- ・平和地区(914,000円)

- ②地区住民の相互のふれあいを目的とした地域福祉事業への助成

9地区計 1,440,000円 ※助成金額は1地区160,000円以内【例】ひとり暮らし高齢者昼食会など



赤い羽根共同募金について

赤い羽根共同募金は「じぶんの町を良くするしくみ」

赤い羽根共同募金運動は、住民相互の助け合いを基調とし、“地域をつくる市民を応援する共同募金”を目標に毎年10月1日から全国一斉に取り組む運動です。

集められた募金は、民間の福祉施設（障がい児者施設・児童養護施設など）や福祉団体、そして各市町村の社会福祉協議会を通して行われる地域福祉活動事業等に配分され、それぞれのまちの福祉向上に大きく貢献をしています。稲沢市においても、住民参加によるボランティア活動、地域福祉活動、高齢者・障がい者・子育て支援活動、福祉啓発活動などの推進に役立てさせていただいております。

また、災害時には「災害ボランティアセンター」の設置・運営など、被災地支援にも活用されます。

■共同募金の募集

- ・戸別募金は、毎年10月に区長様を通して、住民の皆様に募金協力をお願いしております。
- ・毎年1月から3月までの期間、地域社会の解決したい課題や使い道を明確にし、その課題解決を図るために必要な活動資金を募る「テーマ型募金」を実施しております。

■昨年度の実績額

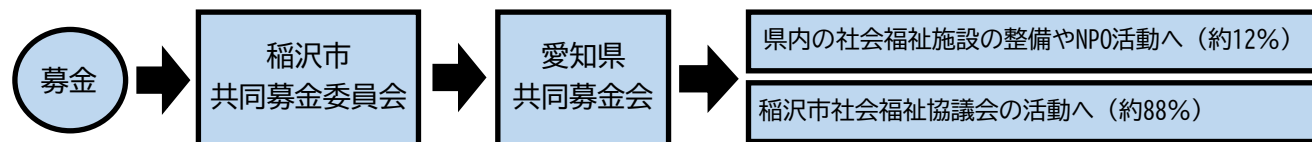
令和6年度 募金実績額 16,078,568円

＜募金の内訳＞

戸別募金	12,061,024円	職域募金	524,544円	テーマ型募金	367,156円
法人募金	949,890円	イベント募金	331,819円	自動販売機募金	174,844円
街頭募金	274,688円	窓口募金	707,023円	その他（利子）	2,161円
学校募金	632,824円	店頭募金	52,595円		



■募金の使いみち



昨年度、皆様からご協力いただきました募金を、下記事業の財源として、活用させていただきます。

●地域福祉推進のために

（社会福祉大会、福祉まつり、災害ボランティア活動者支援事業、災害ボランティアセンター整備など）

●高齢者のために

（ふくしグラウンド・ゴルフ大会、命のバトン設置事業、高齢者ふれあいサロン支援事業など）

●障がいのあるかたのために

（音楽療法支援事業、障がい福祉施設サントクロース事業、福祉自動車貸出、障がい者福祉団体への活動費助成など）

●子どもたちのために

（福祉実践教室、学生服リサイクル事業、置き傘設置事業、子ども食堂支援事業、ひとり親家庭支援事業など）

福祉総合相談窓口

仕事や生活のことで困っていませんか？

秘密は厳守します。ご利用・ご相談は無料です。お気軽にご相談ください。

福祉総合相談窓口 ☎0587-32-1484
(社会福祉協議会 本所)

<対象者> 生活にお困りのかた（生活保護を受給していないかた）

<相談内容>

- お金の問題：
 - ・家賃を払えそうにない
 - ・借金（滞納）が増え続けている など
- 仕事の問題：
 - ・仕事が決まらない（続かない）
 - ・収入が不安定で先が見えない
 - ・病気になって働けない など
- 家族の問題：
 - ・家族の将来が心配
 - ・家族がひきこもっている など



<相談方法> 電話・来所のほかに、職員が訪問し相談をお受けすることも可能です。

ひとりで悩まずご相談ください

相談

相談者と一緒に問題解決の道を考えます

<福祉相談のワンストップサービス>

【主な支援内容】

- ・福祉に関する総合的な相談の受付
- ・子どもの学習・生活支援事業（生活困窮家庭などの子どもへの学習支援）
- ・就労準備支援事業（就労体験機会の提供など）
- ・専門機関の紹介、同行訪問、手続き支援
- ・各種福祉制度の紹介
- ・生活支援、就労支援（生活再建プラン作成）
- ・関係機関とのネットワークづくり
- ・支援を通じた地域づくり
- ・新たなサービスの開発
- ・家計改善支援事業（家計再生プラン作成）



【チーム支援】（多機関協働事業）

福祉総合相談窓口のバックアップ及び相談窓口機能の充実を図るため「福祉総合相談対策支援チーム」を設けています。対策チームは、保健・福祉・介護分野に精通した稲沢市役所職員と社協の専門職で構成され、複数の専門的視点から相談者世帯にとって最善の支援を検討します。

■多機関協働事業(重層的支援体制整備事業)

複雑・複合課題を抱えたかたや世帯全体を支援します。

相談者(世帯)の課題を整理し、関係機関と連携し、支援方針を立てます。

■参加支援事業(重層的支援体制整備事業)

社会との繋がりを再構築(回復)するための支援(社会資源の開発)を行います。

【例】就労(準備)支援、見守り等居住支援、多様な居場所づくり

■アウトリーチ支援事業(重層的支援体制整備事業)

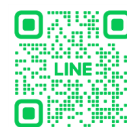
支援が必要であるにもかかわらず届いていないかたに対し、積極的に働きかけて情報・支援を届けます。

■ひきこもりサポート事業

ひきこもり世帯への支援強化に加え、当事者が自由に参加できる居場所づくりや支援のネットワークづくり、ひきこもりの研修会や家族会などに取り組みます。

■稲沢市 福祉LINE相談

若い世代や対面相談に抵抗のあるかたに向けて、福祉総合相談窓口の相談員がLINEで対応します。



■居住支援事業 【居住支援法人(愛知第25号)】

市内の不動産業者と連携し、居住支援の仕組みづくりに取り組みます。



【支援内容】

- ①賃貸住宅への入居にかかる情報提供および相談
- ②入居後の生活や福祉制度などの利用に関する支援のコーディネート(調整)
- ③身寄りのない方に対して、賃貸借契約時に必要な緊急連絡先を担います。(条件あり)

【相談例】

- ・家賃を滞納していて、退去を迫られそう
- ・家賃の安いところへ転居したい
- ・保証会社の審査に通らない など



福祉資金貸付

低所得者、障がい者、介護を要する高齢者の世帯等に対し、下記の資金貸付事業を通し、生活の自立と安定、経済的自立支援を行っています。なお、借り入れにあたっては他法制度の利用が優先されます。

■生活福祉資金（実施主体：愛知県社会福祉協議会 相談窓口：稲沢市社会福祉協議会）

低所得者、障がい者、介護を要する高齢者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的として「生活福祉資金貸付制度」があります。

●貸付制度を利用できる世帯

低所得世帯	資金の貸し付けにあわせて必要な支援を受けることにより独立自活ができると認められる世帯であって、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められる世帯
障がい者世帯	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかたの属する世帯
高齢者世帯	日常生活上療養または介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯

●資金の貸付種類と内容

貸付種類	対象者	貸付内容
総合支援資金	低所得世帯	失業などによる日常生活の困難を抱えた世帯に、継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）とあわせて生活再建に必要な生活資金
福祉資金	低所得世帯 障がい者世帯 高齢者世帯	日常生活を送る上で、または自立生活に資するために、一時的に必要な資金
教育支援資金	低所得世帯	学校教育法に規定する学校に就学するために必要な資金
不動産担保型生活資金	低所得（高齢者）世帯 要保護（生活保護）世帯	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する低所得の世帯または要保護（生活保護）世帯の高齢者世帯向けに、その不動産を担保に生活費を貸し付ける資金

■くらし資金（実施主体：愛知県社会福祉協議会 相談窓口：稲沢市社会福祉協議会）

■小口資金（実施主体及び相談窓口：稲沢市社会福祉協議会）

不時の出費等によってくらしの維持が困難となった際に、一時的な生活のつなぎ資金として無利子で資金を貸し付けることによって、以後安定した生活の見込みのある場合に行います。

詳しい内容のお問合せやご相談は

本所 ☎0587-23-6713

成年後見センター

稲沢市成年後見センターでは、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分になり、ひとりで契約や財産の管理などをすることが難しいかたが、地域で安心して暮らせるよう「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」についての相談や利用のためのサポートをします。

■広報、啓発

成年後見制度などについて、皆様に知っていただく取り組みをします。（講習会や出前講座など）

■相談窓口

成年後見制度や、日常生活自立支援事業に関する相談をお受けします。

■無料相談会（事前予約制）

成年後見制度などに関するご相談に、毎月1回、専門職（弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士）が無料でお受けします。

これから成年後見制度の利用を検討するかた、または既に後見人などに就任しているかたで支援内容などについて相談したいかたは、ぜひお問合せください。

■成年後見制度に関すること

- 申し立て支援：成年後見制度の利用方法などについて助言します。
- 定例会：関係機関や法律、福祉専門職のかたと支援内容の検討をします。
- 法人後見：センターが成年後見人などになり、対象者へ支援をします。
（家庭裁判所からの依頼による）



■日常生活自立支援事業に関すること

- 福祉サービス利用のお手伝い
 - ・福祉サービスの利用に関する相談・情報提供
 - ・福祉サービスの利用料の支払い手続きや、福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続き
- 日常的なお金の出し入れのお手伝い（日常的金銭管理サービス）
- 日常生活に必要な事務手続きのお手伝い
- 大切な書類の預かり（書類等の預かりサービス）

利用
料

福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス 1,200円／1回 ※生活保護受給者は無料
書類等の預かりサービス 年間3,000円（月額250円）

お問合せ・ご相談は

成年後見センター ☎0587-22-5565

障がい児者支援

障がい者基幹相談支援センター

稲府町1番地

障がい者基幹相談支援センターでは、地域の相談支援事業所への後方支援や人材育成などを通じて、地域の相談支援体制の強化に努めるとともに、障がいのあるかたの権利擁護、虐待防止に関する啓発や、相談対応などを行います。また、障がい福祉に関する関係機関との連携、協働により、障がいのあるかたやその家族が暮らしやすい地域づくりに努めます。

<主な業務内容>

- 総合的・専門的な相談支援
- 地域の相談支援体制の強化の取り組み
- 地域移行・地域定着の促進の取り組み
- 権利擁護・虐待の防止に関する業務
- 稲沢市地域自立支援協議会に関する業務



お問い合わせ・ご相談は

☎ 0587-23-6713

FAX 0587-33-4666

障がい者サポートセンターい～な・まつのき・こうのみや サポートセンターひまわり

各サポートセンターでは、障がいのあるかたやその家族が住み慣れた地域で、その人らしい生活ができるよう、生活上の困りごとなどに関する相談に応じ、社会資源の活用や、福祉サービスを利用するための支援などを行っています。お気軽にご相談ください。

<主な業務内容>

■計画相談支援

- ・サービス等利用計画の作成

■障がい児・者相談支援事業

- ・社会資源を活用するための支援
- ・福祉サービス等必要な情報の提供
- ・社会資源の情報提供
- ・関係機関との連絡調整
- ・権利擁護のために必要な援助など

各サポートセンターへのお問い合わせ・ご相談は

「い～な」 稲府町1番地

☎ 0587-23-2162

FAX 0587-33-4666

「まつのき」 奥田神ノ木町18番地

☎ 0587-96-7755

FAX 0587-96-7711

「こうのみや」 治郎丸白山町35番地1

☎ 0587-22-7110

FAX 0587-22-6110

「ひまわり」 (～6/30)矢合町山屋敷3329番地

(7/1～)奥田神ノ木町11番地

※障がい児のみ対象です。

☎ 0587-34-3122

FAX 0587-34-3123

まつのき(障害福祉サービス事業所)

奥田神ノ木町18番地

障がいのあるかたが、住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一人ひとりの個性を尊重し、日常生活上の支援や創作活動、就労の機会の提供などを行います。

【サービスの内容】

■就労継続支援B型(定員20名)

利用者が、就労に必要な知識及び能力の向上を図ることができるよう、就労の機会を提供し、訓練や、技能の習得などの支援を行います。

■生活介護(定員10名)

利用者が、基本的な生活習慣及び社会生活能力の向上を図ることができるよう、排せつ及び食事の介助、創作活動、生産活動の機会を提供します。

ご利用にあたってのお問い合わせ・ご相談は ☎ **0587-23-3656**

稲沢市立ひまわり園(児童発達支援事業所)

矢合町山屋敷3329番地

(指定管理期間：令和7年4月1日～令和7年6月30日)

発達が気になるお子さんや、身体の不自由なお子さんなどに対し、一人ひとりの発達状態にあわせて、日常生活や社会生活に適應するための様々な支援を行います。

【サービスの内容】

■児童発達支援(定員20名)

利用者が、日常生活における基本動作及び知識技能を習得し、集団生活に適應することができるよう、通園により集団療育の機会を提供し、必要な支援を行います。身体の不自由なお子さんや、医療的ケアが必要なお子さんにも通っていただけます。

■保育所等訪問支援

利用者が集団生活に適應することができるよう、保育園や幼稚園、こども園、小学校などにおいて必要な支援を行います。

ご利用にあたってのお問い合わせ・ご相談は ☎ **0587-36-5171**

稲沢市児童発達支援センター

奥田神ノ木町11番地

(指定管理期間：令和7年7月1日～令和12年3月31日)

【サービスの内容】

■児童発達支援(定員20名)

■保育所等訪問支援

■地域の中核機能

■相談支援事業(サポートセンターひまわり)

ご利用にあたってのお問い合わせ・ご相談は ☎ **0587-36-5171**

社協とは

社協活動

市民活動・ボランティア

活動財源

各種相談

障がい児者支援

高齢者支援

貸出

基幹型地域包括支援センター

基幹型地域包括支援センターでは、高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進します。市内の地域包括支援センターの全体調整や後方支援等を行います。

■基幹型地域包括支援センターの主な業務

- | | |
|--------------------|--------------|
| ①地域包括支援センターの全体調整 | ⑤生活支援体制整備 |
| ②総合相談支援 | ⑥認知症総合支援 |
| ③権利擁護 | ⑦在宅医療・介護連携推進 |
| ④包括的・継続的ケアマネジメント支援 | ⑧地域ケア推進 |

基幹型地域包括支援センター

☎ 0587-22-6077

(稲沢市稲府町1番地 市役所東庁舎内)

※高齢者の介護に関する相談や心配ごとは、お住まいの地区の地域包括支援センターへご相談ください。

稲沢地区にお住まいのかたは	稲沢地域包括支援センター ☎ 0587-33-5400
小正、下津地区にお住まいのかたは	小正・下津地域包括支援センター ☎ 0587-22-1488
明治、千代田地区にお住まいのかたは	明治・千代田地域包括支援センター ☎ 0587-36-8310
大里地区にお住まいのかたは	大里地域包括支援センター ☎ 0587-23-7702
祖父江地区にお住まいのかたは	祖父江地域包括支援センター ☎ 0587-97-2381
平和地区にお住まいのかたは	平和地域包括支援センター ☎ 0567-47-1776

介護サービス（居宅介護支援事業・訪問介護事業）

“皆様お一人お一人の気持ちを大切に”、介護が必要となったかたに満足されるサービス提供を常に心がけています。

居宅介護支援

介護支援専門員（ケアマネジャー）が、介護や支援を必要としている人の相談に応じ、心身等の状況を踏まえた適切な介護サービスを調整し、希望に沿った生活が送れるように支援します。

■主なサービス内容

- 介護サービス計画（ケアプラン）の作成
- 介護サービス事業者等との連絡調整
- 利用者や家族の相談に応じたアドバイス



介護サービスのことは『ケア・デザイン』 ☎ 0567-47-0071

（稲沢市平和町横池三番割19番地 平和らくらくプラザ内）

訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が自宅にお伺いし、介護や日常生活上の支援を行います。

■主なサービス内容

- 身体介護サービス（介護に関すること）
 - 食事介助 □排泄介助 □入浴・清拭介助
 - 更衣介助 □体位変換
- 生活援助サービス（家事に関すること）
 - 調理 □洗濯 □掃除 □買い物



※当事業所は、介護保険制度だけではなく、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病患者などを対象とする障害者総合支援や移動支援など、市の障害福祉サービスによる支援もおこなっています。

ホームヘルパーを必要とされるかたは、お気軽にご相談ください。

訪問介護サービスのことは『ケア・パートナー』 ☎ 0567-46-4747

（稲沢市平和町横池三番割19番地 平和らくらくプラザ内）

福祉自動車貸出事業

社会福祉協議会では、お身体が不自由でも気軽に外出ができるように、移動にお困りの世帯などへ福祉自動車の貸し出しを行っています。

福祉自動車の貸し出しのご予約・お問合せ (注) 車両によって連絡先が異なります。

ハッピー1号・2号・3号は 社会福祉協議会 本所 ☎ **0587-23-6713**

ハッピー5号・6号は 社会福祉協議会 西部支所 ☎ **0567-46-4538**

ハッピー1号



ノア(2000cc)

- リフトアップチルトシート(助手席)、車いす仕様車(リアスロープタイプ)
- ◆貸出返却：本所

ハッピー2号



スペーシア(660cc)

- 車いす仕様車(リアスロープタイプ)
- ◆貸出返却：本所

ハッピー3号



N-BOX(660cc)

- 車いす仕様車(リアスロープタイプ)
- ◆貸出返却：本所

ハッピー5号



ステップワゴン(1500cc)

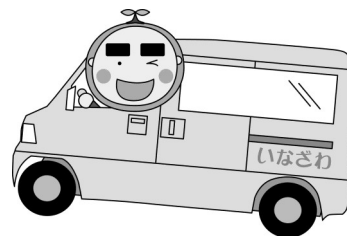
- 車いす仕様車(リアスロープタイプ)
- ◆貸出返却：西部支所

ハッピー6号



タント(660cc)

- 車いす仕様車(リアスロープタイプ)
- ◆貸出返却：西部支所



■利用できるかた

市内在住者で介助などを必要とし、運転者をご自身で確保できるかた

■貸出期間

最大3日間(この期間に土日及び祝日などがかかる場合はこの限りではありません)

※福祉自動車の貸し出し及び返却は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで

■使用料

ハッピー1号・5号 ⇒ 1kmあたり 40円

ハッピー2号・3号・6号 ⇒ 1kmあたり 30円

※料金の精算はご返却時に行います。その際、ガソリンを満タンにしてご返却していただく必要はありません。

■利用申込

利用日2か月前の1日の午前8時30分から本所、西部支所において受け付けます。

ただし、1日が休業日(土日、祝日、年末年始12/29~1/3)の場合は、翌日(平日)からの受付開始となります。

※福祉自動車貸出事業の運営にあたって必要な車両維持費(点検費用、保険料など)は、赤い羽根共同募金配分金の一部を活用しています。

貸出事業（車いす・イベント用品）

お問い合わせは 社会福祉協議会 本所 ☎ 0587-23-6713

車いす貸出

■利用できるかた

市内在住で通院、旅行、ケガなどで一時的に車いすが必要となったかた

※なお、介護認定を受けているかたについては、介護保険サービス（福祉用具貸与）が優先となりますので、介護支援専門員（ケアマネジャー）にご相談ください。ただし、緊急時、一時的なご事情につきましては、この限りではありません。

■貸出期間

原則1か月以内 ただし延長による最大貸出期間は6か月まで

■使用料

無料

■利用申込・貸出・返却場所

社会福祉協議会 本所 ・ 西部支所



地域交流イベント用品貸出

地域の行事（夏まつり、子ども会行事など）に必要な備品を無料で貸し出ししています。

■利用できるかた

市内の自治会及び社協会員（法人・施設）、福祉団体

■貸出・返却場所

社会福祉協議会 本所・西部支所

（イベント用テント、長机、丸いす、パイプいすは、西部支所にて引渡し）

■利用申込

利用日6か月前の1日の午前8時30分から本所において受け付けます。

ただし、1日が休業日（土日、祝日、年末年始12/29～1/3）の場合は、翌日（平日）からの受付開始となります。

■貸出返却

月曜日～金曜日

（土日・祝日、年末年始を除く）

■貸出期間

原則1週間以内

■貸出料金

無料

◆主な貸出備品◆

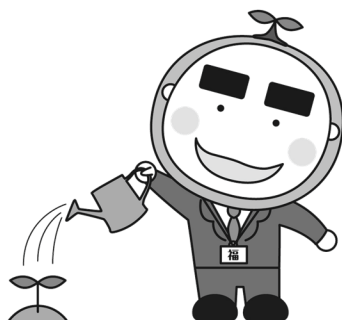
イベント用テント、長机、丸いす、パイプいす、ポップコーン機、わたがし機、かき氷機、鉄板、コンロなど

※掲載していない備品やご質問などについては、お気軽にお問い合わせください。



令和7年度 稲沢市社会福祉協議会事業概要

ともに
生きる



稲沢市社会福祉協議会
マスコットキャラクター
「福ちゃん」

編集・発行(令和7年4月)

社会福祉法人 稲沢市社会福祉協議会

〒492-8269 稲沢市稲府町1番地 市役所東庁舎1階

☎ (0587)23-6713 FAX(0587)33-4666

<https://www.inazawa-shakyo.jp>



■ 西部支所

〒490-1313 稲沢市平和町横池三番割19番地 平和らくらくプラザ内

☎ (0567)46-4538 FAX(0567)46-4545

■ 東部支所

〒492-8123 稲沢市治郎丸白山町35番地1 稲沢東老人福祉センター・東公民館内

☎ (0587)22-7171 FAX(0587)22-6110